## シンガポール

第9位 フランス (1,092件)

ISO World ホームページ (URL: http://www.ecology.or.jp/isoworld/) より。

- (7) 法律の原文は、『人民日報』2002.7.5参照
- (8) 中国研究所『中国年鑑』2001年版、創土社、 2001年8月刊の「環境問題」の項参照(343-348 ページ)。文中の引用は王玉慶・国家環境保護総局

副局長の言(同書、345ページ)。なお、中国の環境 行政は、国務院直属組織と位置づけられている国家 環境保護総局が、関係部門を調整する形で進められ ている。

(9) 前掲、人民日報評論員論文

(かまた ふみひこ・海外立法情報課)

【短信:シンガポール】

# テロリズム (資金供与防止) 法の制定

権 香 淑

シンガポール議会は、7月8日、圧倒的多数で「2002年テロリズム(資金供与防止)法案」を可決した。その後、7月17日に大統領の署名を得て、9月23日、官報において公布し施行した。テロリストの資産(以下、「テロ資産」とする。)に関する規定を盛り込んだこの法律は、1999年12月9日に採択された国連決議「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」(以下、「テロ防止条約」とする。)をシンガポール国内で発効させるためのものである。以下において、その構成、内容及び審議の要点を紹介する。

#### 1 構成

全7章39条から成るこの法律の構成は、以下のとおりである。

第一章 序文(第1条~第2条)

第二章 テロリストの資産(第3条~第7条)

第三章 情報開示 (第8条~第10条)

第四章 テロリストの資産の差押、凍結及び没収(第11条~第30条)

第五章 共助と犯罪人引渡し(第31第~第33

204 外国の立法 214 (2002.11)

条)

第六章 裁判権(第34条) 第七章 雑則(第35条~第39条)

#### 2 内容

## (1) 定義

## 「テロリストの行為」

この法律では、「テロリストの行為」(以下、「テロ行為」とする。)を次のように定義している。すなわち、①人に対する重大な暴力を伴い、②資産に対する深刻な損害をもたらし、③人の生命を危険にさらし、④公衆又はその一部の健康若しくは安全等に重大な危険を与え、⑤統砲類又は爆発物を使用し、⑥危険物を投下し、散布し又はそれらによる被爆をもたらし、⑦コンピューターシステム、コミュニケーション手段、金融・財政サービス、公的施設、輸送機関及び軍事施設を破壊し、⑧警察及び民間人による防衛、病院等の緊急サービスの提供を妨害し、⑨安全保障及び国家防衛に不利益をもたらす行為又はその脅威である。

# 「テロリズム資金供与犯罪」

「テロリズム資金供与犯罪」(以下、「テロ資金罪」とする。)の内容は以下のとおりである。

- ①第3条~第6条において規定されている犯罪、並びにそれらの犯罪に対する陰謀、指示、未遂、遂行の幇助、教唆、助言及び物的援助を行うこと(第2条)。
- ②テロ行為を目的として、直接的に、間接的に、意図的に、又は合法的な免責事由なく、 資金を供与し収集すること(第3条)。
- ③テロ行為を目的として、直接的に、間接的に、資金を収集し、人に資金提供を勧め、利用可能な資金又は金融若しくはその関連施設をつくること(第4条)。
- ④テロ行為を目的として、資金を使用し保管すること(第5条)。
- ⑤シンガポール国内にいる者あるいはシンガポール国外にいるシンガポール国民がテロ資産を取引すること(第6条)。

なお、「テロ資金罪」を犯した場合、これらの条項が「テロ防止条約」の第2条第1項に効力を与える機能を果たすことになるが、主務大臣には、「テロ資金罪」の規定を侵した者に対し、恩赦を与える権限が認められている(第7条)。

## (2) 情報開示の義務

情報開示の義務として、この法律では、シンガポール国内にいる者及び国外のシンガポール国民は、テロ資産の保護、管理及び取引に関する情報を警察に開示しなければならず(第8条)、テロ犯罪を防止することができる者又はテロ犯罪者の逮捕、起訴、有罪判決に価する情報を持ったシンガポール国内にいる者も、直ちに警察に告発しなければならない(第10条)。また、大臣には、個人又は集団に対し、テロリスト又はテロリストの組織体によって所有され

管理されている資産を、占有下に置き又は管理 下に置いているか否かについて、継続的に確認 を行うよう命じる権限が与えられている(第9 条)。

#### (3) 調査と差押

テロ資産の調査と差押を目的とした令状発布と差止命令(restraint order)に関しては、最高裁判所がその権限を有しており(第11条)、この令状及び差止命令の有効期限は、通常6ヶ月間(延長も可)である(第20条)。テロ資産の没収は、最高裁判所の命令によって行われるが(第21条)、その命令の取消しや変更は、法務長官(Attorney-General)が申請する(第18条)。資産がテロリストに繋がっているか、又はそれがテロ行為を助長し、若しくは実行せしめていると確信した場合、裁判官は、その資産の没収を命じなければならず(第24条)、没収命令の請求を却下する場合には、その資産を特定し、その理由を表明しなければならない(第26条)。

# (4) 管理とセーフガード

テロ資産の管理については、公共受託者 (the Public Trustee) の指名に関する問題 (第15条~第17条) や、裁判の間、指名された者が、その資産を引続き没収し、差し止め、管理する旨が規定されている (第28条)。裁判官は、一定の条件の下、発生した取引が善意に基づいて行われた場合を除き、資産の差止め又は差止命令の後に行われた資産の処分又は譲渡を無効にすることができる (第29条)。差押、差止又は没収の対象とされた資産と利害関係を有する者は、令状又は命令が発せられた日から60日以内に、令状や命令の取消しや変更、差止命令の破棄を申請することができる (第19条、第27条)。

# (5) 共助・犯罪人引渡し・裁判権

他の「テロ防止条約」締約国とシンガポールとの間に、条約、覚書又は協定が存在しない場合、主務大臣は「テロ防止条約」を根拠として、「刑事事件に関する共助法」(Mutual Assistance in Criminal Matters Act)第17条を適用するための命令を下すことができる(第32条)。「テロ防止条約」は、「テロ資金罪」に関する限り、シンガポールとその他の条約締約国間における犯罪人引渡協定として取り扱われることも可能である。また、シンガポール国民が、国外においてテロ資産の取引を行い、又はその情報開示を怠った場合は、国内で行われた犯罪と同様に取り扱われる(第34条)。

#### (6) その他

その他、この法律では、法人による犯罪も規定している(第35条)。また、主務大臣には附則を修正する権限が与えられており、その附則では、「ハイジャック・航空機保護・国際空港法」(1978年4月8日制定)で定める犯罪行為を、テロ行為と位置付けている(第37条)。現時点において、シンガポールはテロに関連する全ての国際条約に加盟しているわけではないが、今後、加盟した場合には、附則を改正することが可能である。この法律は、主務大臣に規則を制定する権限を与えているほか(第38条)、「シンガポール金融監督庁法」(1999年10月8日制定)の改正なども盛り込んでいる(第39条)。

#### 3 審議の要点

この法律の審議過程においては、上記のよう な内容について詳細にわたり議論が交わされ た。以下、その主な内容を紹介する。

# (1) 「テロ行為」の定義

第二読会で法案の趣旨説明を行った内務大臣 は、「テロ行為」の定義に関するものとして、 「重大な(serious)」という用語が限定的に使用されていることへの疑義などに対し、①「テロ防止条約」の定義にならっていること、②イギリス、カナダ、オーストラリアなどの諸外国の法律でも同じような定義がなされていること、③2001年10月にテロ対策の取り組みとして制定された「2001年国際連合法」における定義を踏襲していることを根拠に、定義の妥当性を主張した。

#### (2) 検察の立証責任

「テロ資金罪」を犯した者に対しては、罰則として最高で10年の拘禁刑又は10万ドル以下の罰金が科せられることになっているが(第3条~第6条)、検察側の立証責任(the burden of proof)を問う質問が相次いだ。内務大臣は、検察側の立証責任が重大であることは認めつつも、そうであるが故に、「故意に行われたテロ行為への関与」に焦点を当て、慎重に対応する必要があるとの見方を示し、テロ行為に関する資金面での関与のみならず、そのような関与の事実に対し「見て見ぬ振り」をした場合でも処罰の対象となると明言した。

## (3) テロ資産の証明基準など

テロ資産を没収する際の証明の基準として、 蓋然性の優位(the balance of probability)に 重点を置く問題については、すでに「汚職・麻 薬取引その他の重大犯罪(利得の没収)法」の 制定過程において議論がなされて合意を得てい るほか、カナダのテロ防止法も同様の基準を採 用していることが引き合いに出された。また、 差押命令などの一方的な問題(the question of ex parte)については、裁判所によって一方的 に資産が差止めされる規定(第11条)がある が、内務大臣によると、これは、容疑者にテロ 資産を処分する機会を持たせないためのもので (注11) ある。

206 外国の立法 214 (2002.11)

## (4) 新たな規定の要請

悪意告訴(malicious accusation)について、新たな規定を設ける必要があるとの要請に対し、内務大臣は、シンガポールの刑法典第182条に基づき名誉毀損の問題として処理することが可能であるため、改めて法律で規定するまでもないとの見解を示した。

#### (5) 法人などの責任問題

法人などの責任を問う規定(第35条)の是非に関しては、現存するシンガポールの法律でも同様に規定されているものであり、シンガポールの法体系に一貫している当然の規定であるという点が再三強調された。

以上のような議論を経て制定されたこの法律は、シンガポールにおいて既に施行されている、犯罪を目的とした金融システムの悪用を防止するための法制度をさらに強化するものである。この法律を制定する前の2002年5月、シンガポール政府は、テロ対策としての法整備に加え、警察法を改正し、国境を越えた動きを見せるテロリストの動きに対抗する構えを示している。アメリカの同時多発テロの問題が解決を見ない現状において、この新たなシンガポールの法律が、今後どのようにテロ防止対策を強化し、テロ犯罪の撲滅に向けて運用されるのか、又、しうるのか、今後の行方が注目される。

# (注)

(1) 英文表記は「Terrorism (Suppression of Financing) Act 2002」で、正式名称は、「an Act to suppress the financing, to give effect to the International Convention for Suppression of the Financing of Terrorism and for matters connected therewith, and to make a related amendment to the Monetary Authority of Singapore Act(Chapter 186 of the 1999 Revised Edition)」である。

- (2) シンガポールは、2001年12月18日に署名している。
- (3) テロに対するシンガポールの立場や立法動向に ついては、権香淑「シンガポールにおける国際連合 法の制定」『外国の立法』第211号(2002年2月) 76~80頁を参照されたい。
- (4) 具体的には、①危険かつ放射性のある有害物質、 ②猛毒化学物質、③生物剤又は毒素を指す。
- (5) 「テロ防止条約」第2条第1項において規制される犯罪は、次の通りである。(a)附属書に掲げるいずれかの条約の適用の対象となり、かつ、当該いずれかの条約に定める犯罪を構成する行為、(b)文民又はその他の者であって武力紛争の状況における敵対行為に直接に参加しないものの死又は身体の重大な傷害を引き起こすことを意図する他の行為。ただし、当該行為のもう的が、その性質上又は状況上、住民を威嚇し又は何らかの行為を行うこと若しくは行わないことを政治若しくは国際機関に対して強要することである場合に限る。
- (6) 一定の条件とは、①第24条に基づき資産の没収を命じる前、及び②第11条第1項(b)に基づき発せられた差止命令の対象資産の事案において、その差止命令が第11条第4項に従って送達された場合、というものである。
- (7) この法律は、2000年4月1日に制定されたもので、第17条において、シンガポールと刑事分野での司法共助を取り決めた協定を結んでいる諸外国に対し、大臣が共助を目的とした命令を下すことができることなどを定めている。
- (8) 具体的には、英国の2000年テロリズム法(the United Kingdom's Terrorism Act 2000)、カナダのテロリズム防止法(Canada's Anti-Terrorism Act)、オーストラリアのテロリズム資産凍結法案(the Australia's Suppression of the Financing of Terrorism Bill)である。
- (9) 正式名称は、「国際連合憲章第41条に規定する義務の遂行を可能にするための法律(An Act to enable Singapore to fulfill its obligations respect-

# シンガポール

ing Article 41 of the Charter of the United Nations)」である。

- (10) 英文名称は、「the Corruption, Drug Trafficking and Other Serious Crimes (Confiscation of Benefits) Act」である。
- (11) この点に関しては、一方的に資産が差止められた後、資産の所有者は、没収命令が下される前に、裁判所での審理を受ける権利を有している(第24条)点が強調された。
- (12) 具体的には、2001年電子法、2001年ガス法、設計法、市民防衛法、建築物調整法、保菌生物及び殺虫剤法、火災安全法などである。
- (13) この警察法(改正)法案「Police Force

(Amendment) Bill」は、2002年4月1日に上程され、5月24日に制定された。

## (参考文献)

- (1) シンガポール議会http://www.gov.sg/parliament
- (2) シンガポール法律検索サイトhttp://statutes.agc.gov.sg/
- (3) 「テロ防止条約」の全文http://untreaty.un.org/English/Terrorism.asp

(くおん ひゃんすく・海外立法情報課)